



# 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

## 運営規定

### (事業の目的)

第1条 要介護者等の依頼を受け、その心身の状況、その置かれている環境、要介護者等及びその家族の希望等を勘案し、要介護状態等となった場合においても、利用者が可能な限り、その居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、当事業所の機能訓練員が医師の指示の下、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえたリハビリテーションを提供することにより、利用者の心身機能の回復または維持を図ることを目的とする。

### (運営方針)

- 第2条
1. 利用者の要介護状態の軽減若しくは、悪化の防止、または要介護状態となることの予防に資するよう計画的に行う。
  2. 自ら提供する通所リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図る。
  3. 通所リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示により、計画的かつ継続的なリハビリテーションを実施し、利用者やその家族に対し、通所リハビリテーション利用に関し説明する。
  4. 通所リハビリテーション提供の他、利用者やその家族からの介護に関する相談に親切丁寧に応ずるとともに、療養上必要な事項等について理解しやすいよう指導、または助言を行う。
  5. 通所リハビリテーションの提供につき、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合、または居宅介護支援事業者もしくは保健、医療、福祉サービスから求めがあった場合は、居宅サービス計画の作成、提供等に必要な情報提供、助言、連携を行う。
  6. 通所リハビリテーションに関するサービス提供内容、その他必要な事項は記録する。

### (事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- |           |                 |
|-----------|-----------------|
| (1) 名 称   | 医療法人社団 秀林会 吉見病院 |
| (2) 所 在 地 | 富山県滑川市清水町3番25号  |
| (3) 事業所番号 | 1610610469      |

### (事業の内容)

第4条 医師の指示による通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

### (従事者の職種、員数、及び職務内容)

第5条 従事者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者: 病院長(管理者は、所属職員を指導監督し、適切な指導等が行われるよう統括)
- (2) 医師: 常勤1名(内管理者と兼務1名)、機能訓練員(理学・作業療法士・言語聴覚士) いずれか2名、看護職1名、必要に応じ管理栄養士、及び介護福祉士
- (3) 職務内容: 機能訓練を中心としたリハビリテーションの提供

(営業日及び営業時間)

第6条 営業日及び営業時間は、下記の通りとする。

月～金曜日の午前9時から午後12時、午後1時30分から午後4時30分(水曜日は原則休業)

- (1) 上記の曜日が国民の祝日、8月14日～8月16日、12月30日～1月3日の場合は休業する
- (2) 上記の曜日、時間で臨時休業する場合は、その都度連絡する

(利用料及び対象地域等)

第7条 1.サービス提供を実施した利用者については、介護保険報酬に応じた利用者負担金を徴収する。  
尚、法定代理受領分以外の場合は、介護保険報酬額の相当額を徴収する。

2.通所に係る交通手段として送迎を希望する場合は、実施前日の午前中までに申し込むこと。  
また、送迎をキャンセルする場合も同様に連絡すること。

3.送迎対象となる市町村は滑川市、富山市東部、上市町北部のうち、事業所から半径5km圏内とする。(別紙参照)

(苦情処理)

第8条 サービス提供の実施等にかかる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するよう必要な措置を講ずる。また、必要に応じて市町村や国保連合会の窓口を紹介する。

相談窓口(担当:地域連携室)を設置し、苦情対応総括責任者は管理者(病院長)とする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第9条
- 1.当事業所の医師、及びその他の職員は、社会的使命を充分認識し、利用者の意向を踏まえ、居宅介護支援事業所、他のサービス事業所、及び施設、市町村職員等と連携を密にし、利用者に必要な援助を行う。
  - 2.当事業所の従業者は、業務上知り得た利用者、または家族の秘密を保持する。
  - 3.従業者であった者に、業務上知り得た利用者、または家族の秘密を保持させるために、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
  - 4.サービス提供の実施を求められた場合、止むを得ない事情によりサービス提供の実施が困難な場合は、適宜、必要な対応を行う。
  - 5.サービス提供実施の際、万が一事故が生じた場合は状況に応じ、医師賠償責任保険等により対応して賠償する。
  - 6.その他、サービス提供の実施においては、「居宅サービスの人員・設備及び運営に関する基準」を遵守して取り扱う。
  - 7.この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は重要事項説明書にて別に定める。
  - 8.この規定は、令和6年6月1日から施行する。

以上